別記

一　化粧品の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第３条**　この規約で「化粧品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第３項に定める「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」であって、化粧石けん及び歯みがき類を除いたものをいう。 ２・３　（略） （効能効果表示） **第５条**　事業者は、化粧品の効能効果を表示する場合は、医薬品医療機器等法で許容される範囲内において表示しなければならない。	（定義） **第３条**　この規約で「化粧品」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第３項に定める「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」であって、化粧石けん及び歯みがき類を除いたものをいう。 ２・３　（略） （効能効果表示） **第５条**　事業者は、化粧品の効能効果を表示する場合は、薬事法で許容される範囲内において表示しなければならない。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「化粧石けん」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第３項に規定する化粧品（同条第２項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。 ２・３　（略）	（定義） **第２条**　この規約で「化粧石けん」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第３項に規定する化粧品（同条第２項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。 ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

三　化粧石けんの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「化粧石けん」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第３項に規定する化粧品（同条第２項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。 ２　（略） （必要な表示事項） **第３条**　事業者は、化粧石けん（医薬部外品を除く。）の容器又は包装に次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　医薬品医療機器等法第61条第４号で厚生労働大臣の指定する成分 ⑸～⑼　（略） ２　事業者は、化粧石けん（医薬部外品）の容器又は包装に前項に掲げる事項（ただし、第４号を除く。）及び次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　医薬品医療機器等法第59条第８号で厚生労働大臣の指定する成分 ⑶・⑷　（略）	（定義） **第２条**　この規約で「化粧石けん」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第３項に規定する化粧品（同条第２項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として、人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。 ２　（略） （必要な表示事項） **第３条**　事業者は、化粧石けん（医薬部外品を除く。）の容器又は包装に次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ⑷　薬事法第61条第４項で厚生労働大臣の指定する成分 ⑸～⑼　（略） ２　事業者は、化粧石けん（医薬部外品）の容器又は包装に前項に掲げる事項（ただし、第４号を除く。）及び次に掲げる事項を、邦文で外部から見やすい場所に、明りょうに表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　薬事法第59条第６項で厚生労働大臣の指定する成分 ⑶・⑷　（略）